

家電リサイクル制度評価検討小委員会の審議経過

（背景）

平成 10 年 6 月に制定された家電リサイクル法は、附則第 3 条において、施行後 5 年を経過した場合の見直しが規定されている。これを受け、平成 18 年 6 月に中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に家電リサイクル制度評価検討小委員会（委員長：細田衛士 慶応義塾大学経済学部教授）を置き、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループとの合同会合において、必要な審議をいただいているところ。

（審議経過）

18 年 6 月 9 日 家電リサイクル制度評価検討小委員会設置

（第 1 回～第 6 回合同会合開催）

19 年 3 月 6 日 第 7 回合同会合

家電リサイクル制度の更なる実態調査等の一部結果及びこれを踏まえた論点の検討について審議

4 月 27 日 第 8 回合同会合

家電リサイクル制度の更なる実態調査等の一部結果及びこれを踏まえた論点の検討について審議

5 月 28 日 第 9 回合同会合

家電リサイクル法の見直しに関するこれまでの議論の中間的整理について審議

7 月 17 日 第 10 回合同会合

家電リサイクル法の見直しに関するこれまでの議論の中間的整理及びリサイクル料金の課題について審議

7 月 30 日 第 11 回合同会合（予定）

（審議状況）

第 6 回までの合同会合において、様々な状況変化に対応する必要性が明らかとなり、実態調査等を踏まえた制度検討の議論を行うこととなった。その後の実態調査等を踏まえ、検討課題の整理等が行われた結果、第 10 回合同会合において「家電リサイクル法の見直しに関するこれまでの議論の中間的整理」が取りまとめられた（別紙 2 参照）。

今後、この中間的整理に沿って、制度検討の議論を進め、成案を得る予定。

（中間的整理の構成）

1. 施行後の現状認識

- (1) 使用済家電のフローについて
- (2) 家電リサイクルプラントにおける処理について
- (3) 家電リサイクル法の社会的費用と便益について

2. 家電リサイクルシステムの見直しに向けた論点

- (1) 約半数の排出家電が家電リサイクル法ルート以外で取り扱われている点について
- (2) 不法投棄の継続的な発生
- (3) 収集運搬の更なる効率化の必要性
- (4) リサイクル料金及びリサイクルコストの課題
- (5) その他の課題（品目追加等）

現在の家電リサイクルの流れ

データは最新の値（一部推計値）

対象となる家電機器（特定家庭用機器）：エアコン、テレビ（ブラウン管式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機

家電リサイクル
ルートルート

廃棄物処理法
ルートルート

排出

排出者（消費者、事業者）

適正な引渡しの責務

約2,300万台

収集・運搬料金、リサイクル料金の支払

リサイクル料金(大手製造業者の例)：エアコン¥3,150、テレビ¥2,835、
冷蔵庫・冷凍庫¥4,830、洗濯機¥2,520

約1,100万台

約1,100万台

約30万台

収集・運搬

引取義務

自らが過去に販売した対象機器
買換えの際に引取りを求められた対象機器

小売業者

引渡義務

市町村等
(義務外品、不法投棄物等)

指定引取場所

(全国380箇所・平成19年7月現在)

再商品化等

再商品化施設48箇所
(平成19年7月現在)

約1,200万台

引取義務

義務者不存在等
中小業者の委託

自らが過去に製造・輸入した対象機器

指定法人

(財)家電製品協会

製造業者

輸入業者

市町村等
(廃棄物処理法による処理)

中古品等としての流通・処理（リユース・輸出等）

例）「買い手」と呼ばれる回収業者による消費者からの回収
中古品の取扱業者による国内向け海外向けリユース
資源回収業者による、有価物としての資源回収

見えない
フロー

再商品化等基準に従った再商品化等実施義務
エアコン：60%、テレビ：55%、冷凍庫・冷蔵庫：50%、洗濯機：50%

家電リサイクル法の見直しに関するこれまでの議論の中間的整理

平成19年7月

特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)は、平成13年4月1日に本格施行されたが、同法では、「その施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととされている(附則第3条)。

これを受け、産業構造審議会及び中央環境審議会では、家電リサイクル制度の全般的な見直しに向け、検討のための合同会議を開催し、これまで、委員間の意見交換に加え、委員による現地視察、小売業者・製造業者・地方公共団体・市民団体等の関係者からの意見聴取や消費者等から幅広く意見募集の機会を設けるとともに、各種の実態把握調査を行ってきた。

本中間的整理は、産業構造審議会及び中央環境審議会におけるこうした検討を踏まえて、現状と問題点を整理したものであり、今後、これを踏まえて、制度の具体的なあり方を検討していくための基礎とするものである。

1. 施行後の現状認識

家電リサイクル法施行以降、製造業者等によって再商品化される特定家庭用機器廃棄物の台数が着実に増加してきている。また、回収された特定家庭用機器廃棄物の再商品化率についても、法律で定める水準よりも高い水準で、概ね上昇してきている。更に、法施行後、製造業者等により、様々な環境配慮設計の推進が図られてきている。

他方で、特定家庭用機器の総排出予測台数と比較すると、家電リサイクル法ルートに乗らず、現行の法制度等で十分に把握できていない特定家庭用機器の「見えないフロー」が存在する。「見えないフロー」には、相当数の中古品としての輸出や資源価格の高騰等を受けた資源回収等が存在する。なお、小売店から製造業者等に引き渡されるべき特定家庭用機器廃棄物についても、適正に引き渡されていない事案も存在する。また、特定家庭用機器廃棄物の不法投棄台数は法施行前に比べ、増加しており、これらの対策が課題となっている。

(1) 使用済家電のフローについて

アンケート調査等によると、一般家庭等から排出される使用済家電の内、約7割(エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機については約8割)は小売業者に引き渡されており、小売業者が適切に引渡義務を遵守することで、家電リサイクル法で定められたルートにおいて高い回収率が確保できるシステムとなっている。また、消費者が引渡先として小売業者を選択した理由の第一位として、57%の消費者が「便利だから」と回答している。これは、買換時の引取慣行を利用した小売業者による回収体制が、消費者にとっても利便性の高い効率的なものとして適切に機能しており、それが施行後5年間の製造業者による引取台数の着実な増加につながっていることを示していると言える。

一方、使用済家電が家電リサイクル法によって定められたルート以外に流れている使用済家電については、国内中古利用、海外中古輸出及び資源回収がなされている。このうち、資源回収については、ヒアリング調査等によると、主として海外輸出されており、国内においては減容等の処理がなされている程度と考えられる。その後の海外での処理実態については不明。

(2) 家電リサイクルプラントにおける処理について

家電リサイクルプラントにおける処理については、

高純度な素材回収や用途拡大に向けた研究開発の結果、従来埋立・焼却していた素材を再生利用

有害物質については、有害物質の適正除去に関するマニュアルに従い適正処理

ISO14001 の認証を93%のプラントが取得

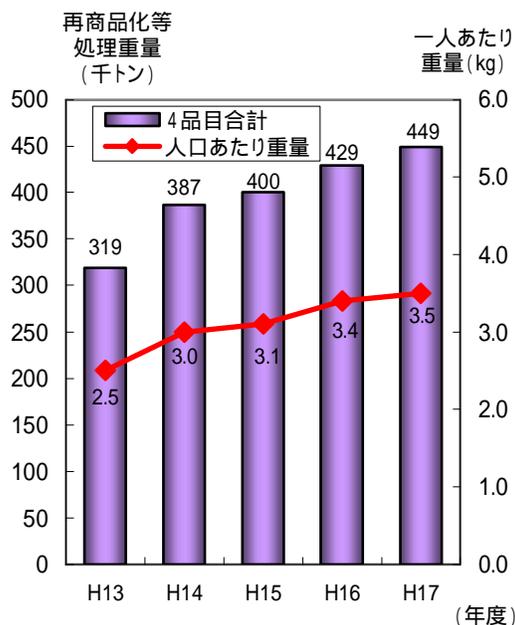
といった環境負荷の低い処理が行われている。フロン類の回収と適正処理、リサイクルプラントからの出荷後の適正管理もなされており、環境配慮設計の促進についても進展が見られる。

また、家電リサイクル法ルートによる引取台数は全ての品目において着実に増加しており、製造業者による再商品化処理重量は向上している。家電4品目の国民一人当たりの再商品化処理重量は3.5kgに達し、WEEE指令においてヨーロッパが家電98品目で目標とする国民一人当たりの処理重量4kgを、家電4品目だけで大半がカバーできている(図表1)。

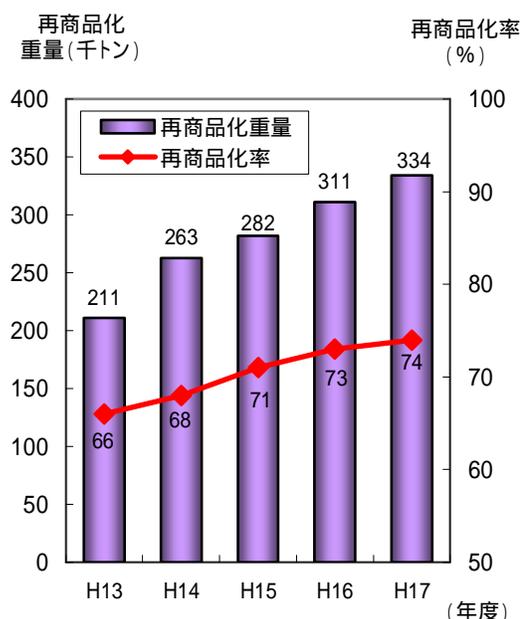
再商品化重量及び再商品化率についても年々上昇しており、平成17年度の再商品化重量はエアコン73千トン、テレビ84千トン、冷蔵庫・冷凍庫108千トン、洗濯機70千トン、計334千トンとなった(図表2)。また、品目ごとの再商品化率は、法施行初年度から、法定値を大きく上回る値を達成し、品目別にも毎年着実に向上が図られている。

引き続き、地上アナログ放送の停止や新たな技術動向の変化等に、適切な対応をすることが求められる。

(図表1: 4品目の処理重量と国民一人当たり処理重量)



(図表2: 4品目合計の再商品化重量と再商品化率)



(3) 家電リサイクル法の社会的費用と便益について

以上の状況を踏まえると、既存の買換慣行を利用する家電リサイクル法の制定により、日本社会全体で大きな便益を発生しており、また、各主体の負担割合も変化したと考えられる。(P7参考1(経済産業省委託調査)を参照)

2. 家電リサイクルシステムの見直しに向けた論点

上記1.の家電リサイクルの現状認識を踏まえ、今後の家電リサイクルシステムの見直しに向けた課題について、その論点を以下に整理する。今後は、それぞれの課題と論点について、その重要性や対応策の在り方について本合同会合の場で検討を進めていくこととする。

(1) 約半数の排出家電が家電リサイクル法ルート以外で取り扱われている点について

家電リサイクル法によって定められた以外のルートの中でも、適正なリユースは3R推進の観点から促進されることが望ましい。一方、以下の点について懸念があるとする意見があり、違法・不適切なものについては改善策を検討すべきではないか。

小売業者に関する論点

今般、小売業者による製造業者等以外への不適正な廃家電の引き渡しが続発している。消費者はメーカーによる適正リサイクルを期待してリサイクル料金を支払っているにもかかわらず、このような不適正な廃家電引渡が、業界でも大手の小売業者によって生じていることは、家電リサイクルシステム全体の信用を脅かしているのではないかと懸念されている。従って、管理票の運用の強化等、小売業者の引渡義務の適正な履行を確保する方策について検討すべきではないか。

また、小売業者はリユース品として引き取ったものは、製造業者等以外への引き渡し認められているところ、引き取った家電が中古として使用可能か否かを効果的に判断し、適正なリユースの履行を確保する方策を検討すべきではないか。

家電回収業者(いわゆる「買い子」)に関する論点

家庭から出た使用済家電を回収している家電回収業者(いわゆる「買い子」)については、主にリユース品として引取り、販売している。また、中古リユース品として売れなかった場合は、資源(有価物)として流通するケースもある(下記 参照)。

一方、廃棄物問題においては、リサイクル等を目的とした不適正処理のケースも少なくないため、家電回収業者による使用済家電の不適正処理については、厳正に対処することを検討すべきではないか。

資源回収業者に関する論点

詳細な実態は不明だが、ヒアリング調査によると、資源回収目的の有価物として輸出される使用済家電については、国内でプレス等減容処理された後、国外において手解体中心で分解される。国外においては安い人件費で分解されるため、コストを勘案すれば国内ではリサイクルできない部分までリサイクルされており、リサイクル率は高いとの意見もある。一方、家電リサイクル法の対象4品目に限ったことではないが、廃家電内のプリント基板等の輸出先国におけるリサイクル段階で、土壌・水質汚染や健康被害を及ぼしている E-Waste 問題が指摘されており、日本国内メーカーによる家電リサイクルルートと比較すると環境負荷の懸念があるとの意見がある。国内で減容等された段階では、「資源」である有価物からフロン類回収が行われている可能性は低いとの指摘も見られる。また、テレビのブラウン管については鉛が含まれているため、パーゼル法上有害物質の指定を受けており、リユース以外の輸出が基本的に認められていないにもかかわらず、近年、輸出先国でリユース不可能

と判断されシップバックされるケースが相次いでいる。なお、バーゼル規制はフロン類を対象としていない。

これら海外への資源輸出について、水際における対策を含め、何か改善すべき点があるか否かの評価を行うことを検討すべきではないか。

廃棄物処理業者に関する論点

家電回収業者や資源回収業者によって扱われる使用済家電の中には、中古販売や資源販売を目的として、有価物として扱われている使用済家電がある一方で、廃棄物処分量の許可を持つ資源回収業者によって廃棄物処理法が適用される廃棄物として扱われているものもあり、アンケート調査によると、これらの廃棄物は約 10 万台存在する。これらの業者の廃棄物処理について、引き続き廃棄物処理法の厳正な運用を進めていくべきではないか。

中古品(リユース)家電輸出業者に関する論点

中古品(リユース)家電輸出業者は、消費者や中古家電回収業者等から中古家電を買い取って、中古品として海外に輸出しており、国際的な観点でのリユースがなされている。循環型社会形成推進基本法においてリサイクルよりもリユースが優先とされていることを踏まえ、中古として使用可能な家電が否かを効果的に判断する方策を検討し、実際に中古として活用される家電については、適正なリユースとして促進すべきではないか。

ただし、立入に基づく実態調査によると、実質的に中古として使用できない家電についても、中古として輸出されており、実態が把握できていない。適正に中古として輸出されているのか、資源として(リサイクル目的で)輸出されているかを把握し、適正な区分で輸出するよう改善策を検討する必要があるのではないか。

この際、輸出統計品目表(HSコード)が新品と中古品で同じであるため、貿易統計上は区別がなされていない上、HSコードが記載され、貿易統計に現れるのは1回の輸出につき総額20万円以上の輸出品に限定されている。そのため、輸出単価が安い中古家電は、貿易統計に現れないものが多く、実態の明確化の方策について検討すべきではないか。

(2) 不法投棄の継続的な発生

特定家庭用機器廃棄物の不法投棄台数は、家電リサイクル法の施行前後で、27%増加(H12:12.2万台 H17:15.6万台)しており、特に町村部における増加が著しい。ただし、平成16・17年度においては、不法投棄台数は全体的には減少している(約1割)。金属資源価値が高いと考えられるエアコンについての不法投棄量は、施行後から徐々に減少してきている一方で、もっとも不法投棄量の増加が大きかったのは、持ち運びが比較的容易なブラウン管テレビであり、2011年問題と関連して今後の不法投棄量の増加が懸念される。

また、特定家庭用機器廃棄物の不法投棄については、谷底など、回収により手間がかかる場所に投棄されるような悪質な事例があり、市町村による財政負担が厳しいとの指摘もある(P8参考2(環境省「第5回合同会合資料2-3」))。

不法投棄防止に向け、自治体による先進的な取組例の共有・積極的な広報及び不法投棄防止対策の推進・義務外品等の収集体制の改善を含む消費者の排出利便性の向上、地域の

コミュニティを活用したきめ細かい不法投棄防止体制の構築など、幅広い観点から自治体を中心とした不法投棄対策が促進されるような関係者間の協力を検討すべきではないか。

(3) 収集運搬の更なる効率化の必要性

指定引取場所* (以下「SY」という。)の場所について

小売業者は消費者から引き取った廃家電をSYまで運搬し、そこで製造業者等に引き渡す義務があるが、A、BグループによりSYが分かれているため、小売業者が仕分けをした上でそれぞれのSYに運ぶ必要がある。これらの業務には非効率的な部分もあるとの意見があり、改善策を検討すべきではないか。

SYの運営の実態について

SYについては、小売業者の実態に即して柔軟な運営を行い、効率的な収集運搬を実現すべきとの意見が多く、SYの運営に関するベストプラクティスの共有等について検討すべきではないか。

回収体制の効率化による収集運搬コスト・料金の適正化について

大量の家電を一度に運ぶことで、一つ一つの収集運搬コスト・料金を押さえることが可能となる。こういった事例を踏まえて、指定引取場所や回収体制を製造業者・小売業者間の協力を通じてさらに効率化させることによる収集運搬コスト・料金の低減を検討すべきではないか。

義務外品の取扱いについて

義務外品について、積極的に対応している自治体と、対応が困難な自治体が存在している。消費者が排出先を選択する際には、利便性・容易性が最も重視されていることを踏まえ、関係者間の協力に基づく義務外品回収体制の構築を検討すべきではないか。必要に応じ、地域コミュニティを活用した取組を促進すべきではないか。

離島の問題について

離島の中には、際だって高い収集運搬料金となっているところもあり、収集運搬の効率化を通じて改善策について検討すべきではないか。必要に応じ、地域コミュニティを活用した関係者間の協力に基づく取組を促進すべきではないか。

(4) リサイクル料金及びリサイクルコストの課題

消費者意識から見たリサイクル料金の課題

消費者へのアンケート調査によると、排出先の選択理由として、利便性及び適正処理が上位に並ぶものの、なお約25%が、「出来る限り安く処分したかったから」「リサイクル料金が高かったから」と回答している。こういった消費者意識が廃家電の不適正処理につながる恐れも鑑み、リサイクルコストの効率化・透明化等も踏まえてリサイクル料金低減化を検討すべきではないか。なおその際には、現行の排出時に消費者から費用を回収する方式と、販売時に消費者から費用を回収する方式について、各方式のメリットとデメリットを検討すべきではないか。

* 特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所として製造業者等があらかじめ指定した場所

消費者によって求められる再商品化とリサイクル料金について

メーカーによるリサイクルは、法律で求められる再商品化率を大きく越えているが、再商品化率の法的な適正レベルとそれに伴う適正な原価について、料金に関する消費者意識も踏まえた評価を検討すべきではないか。

料金及びリサイクルコストの透明性を確保する継続的な仕組みについて

A、B両グループの平均的なコスト分析によって、一定程度、料金及びリサイクルコストの透明性については確保されたものの、より料金の低減化やコスト削減競争につながるようなモニタリングについて、検討すべきではないか。

環境配慮設計の促進・競争によるリサイクルコスト削減について

環境配慮設計は、大きく、製品製造過程での環境配慮設計(素材選定、製造時の消費エネルギー等)、製品使用過程での環境配慮設計(省電力設計等)、リサイクル過程での環境配慮設計(易解体性、収集運搬容易性、再利用性)の3つに分類される。中でも、家電リサイクルシステムにおいて求められるリサイクル過程での環境配慮設計(易解体性)については、近年大きく進展してきているものの、より製造業者間の環境配慮設計競争を促すことでリサイクルコストの低減につながっていくべきとの意見があり、その方策について検討すべきではないか。

また、同一品目において、大きさや機能などによってリサイクルコストが相当程度異なると考えられる場合は、大きさや機能別を分別して易解体性等を勘案した料金設定を設けることについて、その方策を検討すべきではないか。

(ただし、同一品目内で料金の差を設ける場合には、実際の処理コスト、小売業者によるリサイクル料金の徴収及びリサイクルプラントと製造業者との契約等を踏まえる必要がある。)

(5) その他の課題

品目追加について

家電リサイクル法の効率的な回収体制を利用して、現行4品目以外も特定家庭用機器に追加すべきとの指摘がある。具体的には、液晶・プラズマテレビ、電子レンジ、乾燥機等を特定家庭用機器として追加すべきとの意見があることから、買換慣行等の品目要件の考え方を踏まえた上で、品目追加について検討すべきではないか。

ブラウン管(CRT)ガラスカレットの経済環境の変化による再商品化率の考え方について

日本では2011年に向けて、アナログのブラウン管テレビの排出量増加が予測されるため、精製したブラウン管ガラスは供給が今後増大する見込みとなっている。また、世界的にデジタル・薄型テレビへ需要がシフトする等、全世界的にブラウン管テレビの販売が難しくなっており、精製したブラウン管ガラスの需要は減少すると予測されており、一方、ブラウン管ガラスは、その組成の特殊性により、他用途への転用は技術的に課題がある。

今後は、ブラウン管ガラスの精製化などこれまでの製造業者等によるリサイクルの取り組みを進めるとともに、現状のまま推移するとブラウン管ガラスについては、将来そのリサイクルが、家電リサイ

クル法上今までのように取り扱われない可能性があることから、対応策についても検討すべきではないか。

先進的技術の利用検討について

家電リサイクルシステムにおいて、電子タグ等の先進的技術を活用すべきだとの指摘がある。電子タグについては、耐久面、コスト面、プライバシー保護などの法制度・規制面における課題が残っており、家電リサイクル法ルート以外のトレースに利用することは現時点では困難であるが、今後、課題解決に向けて取組み、利用可能な分野の検討を行うべきではないか。

普及啓発について

消費者に対しての、不法投棄防止、メーカーの取組、家電の適正排出方法及び自治体を通じての義務外品の取扱いの普及啓発や、小売業者に対する引受・引渡義務等に関する遵法の指導について検討すべきではないか。

(参考1:平成17年度経済産業省委託調査)

平成17年度経済産業省委託調査として、有識者・学識者による「家電リサイクル効果分析研究会」(座長:山口光恒 帝京大学経済学部教授(当時))が、家電リサイクル法が施行されている現状と家電リサイクル法が施行されていなかった場合の仮定を比較分析した結果、

社会全体で約381億円の費用節約効果。

(内訳:自治体約445億円費用節約効果、民間約63億円費用発生)

内訳はどの主体を通じて社会全体が負担した費用かを表したもの。

なお、自治体からの費用については、税金や処理手数料として市民から徴収され、市民の負担となっている(1)。

また、民間からの費用については主に消費者から排出時にリサイクル料金や収集運搬料金として徴収され、消費者の負担となっている(2)。ただし、リサイクルに要した費用とリサイクル料金の差額分については、製造業者等が負担していると考えられる。このため、いずれにせよ最終的には、主に消費者による負担と考えることができる。

リサイクル資源・フロン類回収による温暖化防止により、社会全体で約15.8億円の便益発生(内訳:自治体約1.6億円便益減少、民間約17.5億円便益発生)

内訳はどの主体を通じて社会全体が享受した便益かを表したもの。

なお、自治体、民間からの便益は資源回収に伴う資源の獲得及びフロン類回収に伴う温

室効果ガスの減少により社会全体が享受している（ 3 ）。

また、環境の保全による便益など、ごみを収集し適正に処理することにより社会全体が享受している便益がある（ 4 ）

結果として、社会全体で約540億円の改善と分析された。（下図表参照）

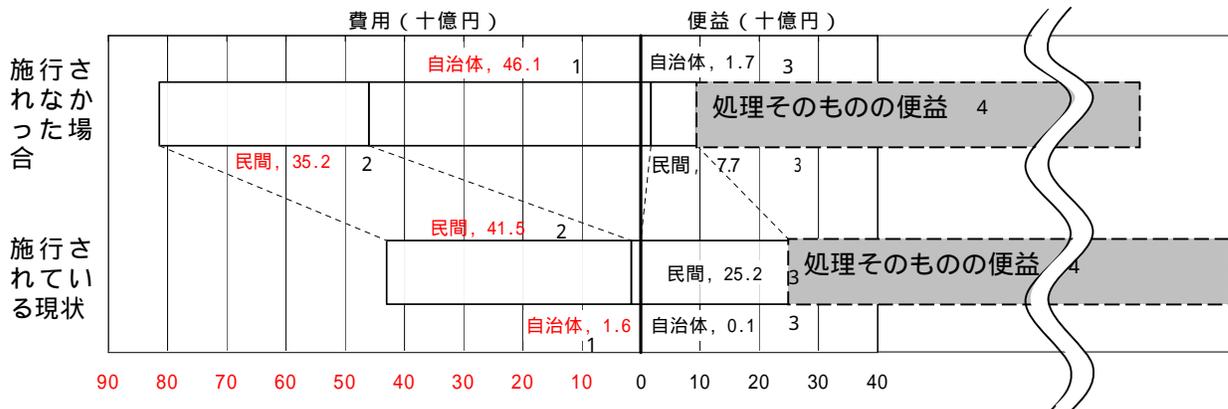
（内訳：自治体約428億円の改善、民間約112億円の改善）。

なお本分析においては、以下のような前提をおいている。

- 費用については、廃家電の回収、再商品化及びフロン類回収にかかるコストを、便益については、資源回収及びフロン類回収（温室効果ガス削減効果）によるベネフィットを対象としており、焼却量の減少による温室効果ガス削減による便益、フロン類回収に伴うオゾン層保護により生じなかった健康費用、新設処分場の建設のコスト節約、不法投棄に関する防止・原状回復・環境の悪化等に伴う社会的費用、このほか新たな雇用創出に伴う便益等は算定数字に含んでいない。
- 国内での中古利用及び海外への輸出は対象としていない。資源回収業者等による再資源化については施行後のみ想定している（フロン類全量回収と仮定）。
- 家電リサイクル法が施行されなかった場合と、施行されている場合とで、家電4品目の排出台数をそろえて分析を行っている。なお、排出台数については、「特定家庭用機器の排出・引取・処理に係るフローに関する実態調査結果」（平成18年12月11日第5回会合資料）を用いた。
- 回収主体ごとの回収比率及び処理・リサイクル主体ごとの処理・リサイクル比率については、施行されなかった場合は施行前のデータ、施行されている場合は「特定家庭用機器の排出・引取・処理に係るフローに関する実態調査結果」（平成18年12月11日第5回会合資料）のデータを用いた。

費用・便益の算出に当たっては、単価等について把握可能な最新のデータを用いたが、一部、法の施行前後で同じ単価を用いる等の仮定をおいている。例えば自治体における収集運搬・処理処分費用については、正確な情報が不足していたため、本分析では唯一自治体が公表している東京都による推計値（平成9年度）を用いることとした。

（図表：家電リサイクル法施行による社会費用便益分析）



（参考2：第5回合同会合資料2-3（抜粋））

(1) 不法投棄数の推移で紹介した協力団体のうち、不法投棄に対する財政負担（不法投棄の未然防止、原状回復）について、状況を把握している地方公共団体の結果を用いる。

家電リサイクル法施行前後での特定家庭用機器廃棄物の不法投棄に対する財政負担の推移

協力団体に対するアンケート調査の結果、特定家庭用機器廃棄物の不法投棄に対する費用を直接把握している場合は、そのデータを用い、直接把握していない場合は、不法投棄された廃棄物に占める家庭用機器廃棄物の割合を用いて推計した。（例：不法投棄された廃棄物の総量が10tで不法投棄対策費用が1,000万円となっており、1tの特定家庭用機器廃棄物の不法投棄がある場合、その不法投棄対策費用は1,000万円×1t/10t=100万円と推計する。）

その推計によると、特定家庭用機器廃棄物の不法投棄に対する市町村の財政負担は、家電リサイクル法施行前後で、10.7億円増加（H11：3.7億円 H17：14.4億円）。

特定家庭用機器廃棄物の不法投棄に対する費用の推移

（把握していた市区町村数7 対象人口505万人）

	施行前			施行後	
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成16年度	平成17年度
札幌市（187万人）	2,206	2,403	11,811	35,377	35,625
千葉市（93万人）	300	300	2,160	1,941	1,343
広島市（114万人）	2,225	2,114	2,821	5,776	4,213
東京都内4市区 （111万人）（注1）	9,989	10,892	13,526	15,215	15,775
合計	14,720	15,709	30,318	58,309	56,956
人口1万人当たり	29.1	31.1	60.0	115.5	112.8
全国（注2）	369,000	395,000	764,000	1,480,000	1,440,000

注1・・・東京都については管下の市区町村のうち状況を把握していた4市区町村の結果を合計

注2・・・人口1万人当たりの平均値から各年の10月1日の総人口に割り戻して推計

(お知らせ)
家電メーカー各社による家電リサイクル実績の公表について

平成 19 年 6 月 12 日 (火)
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室
直 通：03-5501-3153
代 表：03-3581-3351
室長補佐：相澤 寛史 (内線 6834)
担 当：風間 善之 (内線 6836)
経済産業省商務情報政策局
情報通信機器課環境リサイクル室
直 通：03-3501-6944
代 表：03-3501-1511
課長補佐：鯉江 雅人 (内線 3981)
担 当：内藤 康弘 (内線 3981)

特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法) に基づき、家電メーカー等により 1 年間 (平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日) に実施された家電リサイクルの実績について、家電メーカー各社及び財団法人家電製品協会から公表されました。

廃家電 4 品目のうち、平成 18 年度に家電メーカー等の家電リサイクルプラントに搬入され、処理されたものについては、全社において法定基準を上回る再商品化率が達成されました。全体では、エアコンで 86% (法定基準 60%)、ブラウン管式テレビで 77% (同 55%)、冷蔵庫・冷凍庫で 71% (同 50%)、洗濯機で 79% (同 50%) と、法定基準を上回る再商品化率が達成されました。

また、エアコンの冷媒フロン類は約 1,000 トン、冷蔵庫・冷凍庫の冷媒フロン類は約 300 トン、断熱材フロン類は約 600 トンが回収及び破壊されました。

平成 13 年 4 月に施行された家電リサイクル法は、廃家電 4 品目 (エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機) について、消費者による適正排出、小売業者による消費者からの引取り、家電メーカー等による指定引取場所における引取り及び家電リサイクルプラントにおける再商品化等を推進しています。

平成 18 年度に全国の指定引取場所において引き取られた廃家電 4 品目は約 1,161 万台 (ほぼ前年度と同様) であり、全国 47 カ所の家電メーカー等の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電 4 品目は約 1,159 万台 (ほぼ前年度と同様) でした。指定引取場所において引き取られたこれらの廃家電については法定基準以上の再商品化が求められています。

本日、家電メーカー各社から、平成 18 年度におけるリサイクル実績等がホームページ等を通じて公表されました。また、(財)家電製品協会からも、我が国全体の家電リサイク

ル実績等をとりとまとめた資料がホームページに公開されました。

家電メーカー等の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は、リサイクル処理によって鉄、銅、アルミニウム、ガラス等が有価物として回収され、全社において法定基準を上回る再商品化率が達成されました。全体では、エアコンで 86%（法定基準 60%）、ブラウン管式テレビで 77%（同 55%）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫で 71%（同 50%）、電気洗濯機で 79%（同 50%）と、法定基準を上回る再商品化率が達成されました。

また、エアコンや電気冷蔵庫・電気冷凍庫に冷媒として用いられているフロン類及び電気冷蔵庫・電気冷凍庫の断熱材に含まれるフロン類も回収、破壊されました。エアコンの冷媒フロン類は約 1,000 トン、電気冷蔵庫・電気冷凍庫の冷媒フロン類は約 300 トン、断熱材フロン類は約 600 トンが回収及び破壊されました。

今後、環境省及び経済産業省においても、これらの結果を踏まえ、家電リサイクル法の施行状況を更に調査・分析し、引き続き制度の円滑な実施に努めていく所存です。

(お知らせ)
廃家電の不法投棄の状況について

平成19年7月10日(火)
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室
直 通：03-5501-3153
代 表：03-3581-3351
室 長：西村 淳 (内線 6831)
室長補佐：相澤 寛史 (内線 6834)
担 当：藤原 貴徳 (内線 6836)

廃家電4品目(エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機)の不法投棄の状況について、この度結果を取りまとめましたので、公表します。

廃家電4品目の平成18年4 - 9月の不法投棄台数の合計は68,642台で、前年と同じ期間の不法投棄台数のデータを有している自治体について比較すると、7,985台減少(前年同期比10.5%減)しました。不法投棄台数が減少した自治体が挙げたその主な理由は、不法投棄対策の強化や家電リサイクル制度の普及啓発の効果等でした。市区、町、村それぞれの不法投棄の状況を比較すると、町村部で単位人口当たりの不法投棄台数が多く、行政区域外より持ち込まれたと考えている傾向にありました。

また、私有地で立ち入ることができない、回収が物理的に難しい、予算が不足、担当者の人数が不足する等の理由で、行政区域内に不法投棄されたが、未回収のものがあると回答した自治体は32%、回収が物理的に困難な谷底等に投棄される等、不法投棄が悪質化している傾向にあると回答した自治体は35%でした。

1 背景

廃家電4品目(エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機)については、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、メーカー等によるリサイクルが平成13年4月から始まっています。これを受け、環境省では、廃家電4品目の不法投棄の状況について、調査を定期的を実施しています。

今回の調査の対象自治体は、全1,836市区町村(総人口12,777万人)で、対象期間は、平成18年4 - 9月としました。なお、今回の調査では、平成18年6月より家電リサイクル制度の見直しを行っている中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合における検討状況を踏まえ、不法投棄台数の減少理由及び不法投棄の状況の悪質化の傾向等について、調査項目の追加等を行いました。

2 廃家電4品目の不法投棄台数について

(1) 不法投棄台数の状況とその変化

平成18年4 - 9月の廃家電4品目の不法投棄台数のデータを有する1,762自治体^{注1)}における平成18年4 - 9月の廃家電4品目の不法投棄台数は、エアコンが3,294台、ブラウン管式テレビが37,096台、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が16,462台、電気洗濯機が11,790台で、4品目合計では68,642台でした。

また、平成17年4 - 9月及び平成18年4 - 9月の廃家電4品目の不法投棄台数のデータを有している1,741自治体^{注2)}(平成18年4 - 9月の廃家電4品目の不法投棄台数68,390台)について、当該各期間の不法投棄台数の比較をすると、エアコンが2,070台減少(前年度同期比38.7%減)、ブラウン管式テレビが2,980台減少(同7.5%減)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が1,102台減少(同6.3%減)、電気洗濯機が1,833台減少(同13.5%減)、合計7,985台の減少(同10.5%減)となりました。なお、当該各期間における月別不法投棄台数の推移について比較したところ、4 - 6月に比べ、7 - 9月の不法投棄台数が少ないという同様の傾向にありました(表1、図1)。

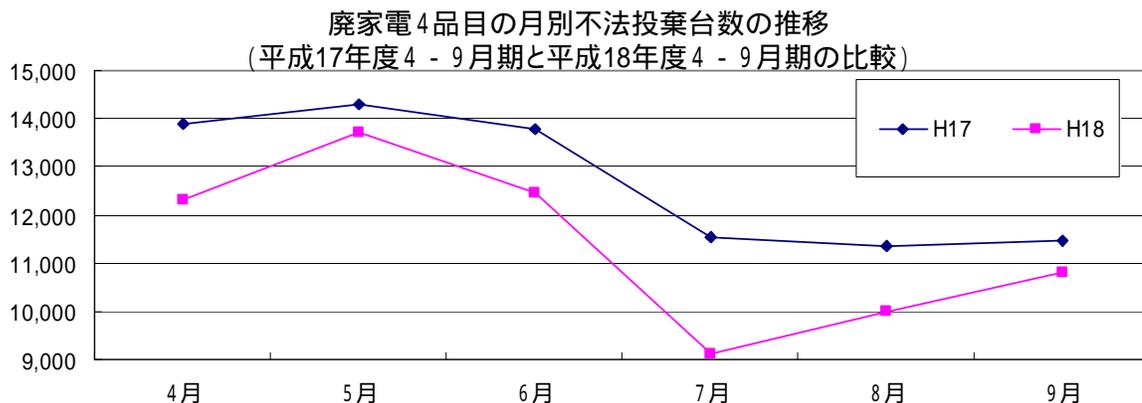
不法投棄台数が減少した自治体に対してその理由を尋ねたところ、不法投棄対策の強化が53%(不法投棄対策予算の増加、パトロールの実施、監視通報体制の構築、監視カメラの設置等)、家電リサイクル制度の普及啓発の効果による住民の意識や理解の向上が53%等^{注3)}が挙げられました(図2)。

(表1) 月別不法投棄台数の推移(平成17年4 - 9月と平成18年4 - 9月の比較)

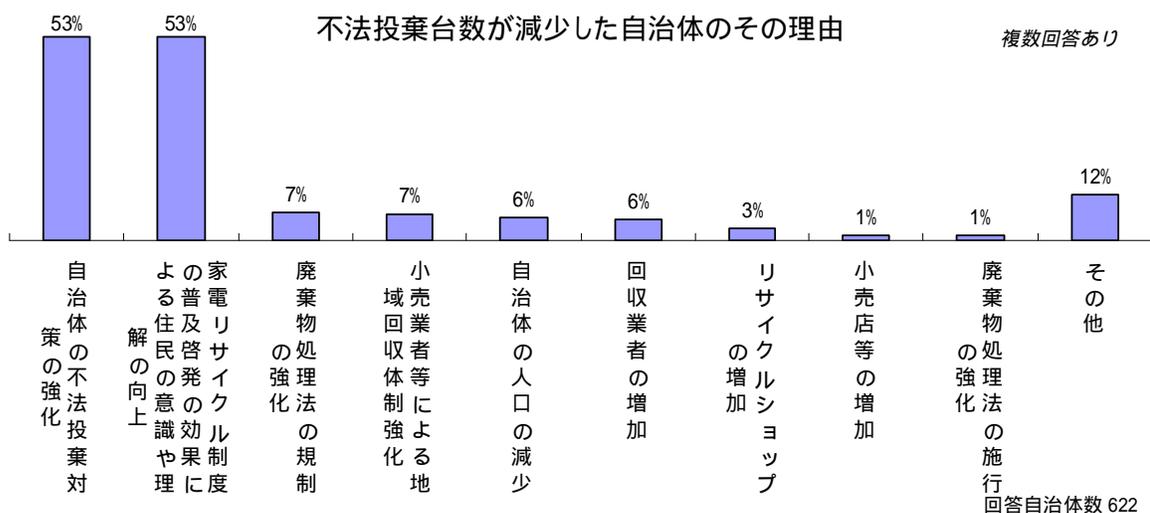
	4品目合計		エアコン		ブラウン管式 テレビ		電気冷蔵庫 電気冷凍庫		電気洗濯機	
	H17	H18	H17	H18	H17	H18	H17	H18	H17	H18
4月	13,888 (11.2)	12,297 (9.9)	798 (0.6)	545 (0.4)	7,526 (6.1)	6,863 (5.6)	3,033 (2.5)	2,777 (2.2)	2,531 (2.0)	2,112 (1.7)
5月	14,317 (11.6)	13,704 (11.1)	925 (0.7)	559 (0.5)	7,651 (6.2)	7,574 (6.1)	3,152 (2.5)	3,141 (2.5)	2,589 (2.1)	2,430 (2.0)
6月	13,803 (11.2)	12,477 (10.1)	900 (0.7)	585 (0.5)	7,207 (5.8)	6,822 (5.5)	3,248 (2.6)	2,932 (2.4)	2,448 (2.0)	2,138 (1.7)
7月	11,547 (9.3)	9,117 (7.4)	980 (0.8)	590 (0.5)	5,794 (4.7)	4,762 (3.9)	2,704 (2.2)	2,227 (1.8)	2,069 (1.7)	1,538 (1.2)
8月	11,354 (9.2)	9,982 (8.1)	914 (0.7)	502 (0.4)	5,750 (4.7)	5,283 (4.3)	2,680 (2.2)	2,565 (2.1)	2,010 (1.6)	1,632 (1.3)
9月	11,466 (9.3)	10,813 (8.7)	831 (0.7)	497 (0.4)	5,986 (4.8)	5,630 (4.6)	2,701 (2.2)	2,774 (2.2)	1,948 (1.6)	1,912 (1.5)
合計	76,375 (61.8)	68,390 (55.3)	5,348 (4.3)	3,278 (2.7)	39,914 (32.3)	36,934 (29.9)	17,518 (14.2)	16,416 (13.3)	13,595 (11.0)	11,762 (9.5)
前年 同期比	-10.5%		-38.7%		-7.5%		-6.3%		-13.5%	

前年同期比以外の単位は全て台です。カッコ内は「10万人あたりの不法投棄台数」を示し、不法投棄台数を1,741自治体の人口の合計で除す等したものです。

(図 1)



(図 2)



(2) 不法投棄台数の市区・町・村の比較

平成18年4 - 9月の廃家電4品目の不法投棄台数のデータを有する1,762自治体^{注1)}について、市区・町・村の各自治体の1万人当たりの不法投棄台数は、それぞれ、市区が5.2台、町が7.1台、村が13.5台であり、町村部で単位人口当たりの不法投棄台数が多い傾向が見られました(表2)。

(表2) 市区・町・村それぞれの1万人当たりの不法投棄台数

	1万人当たりの不法投棄台数 [台]	回答自治体数 [自治体]	平均人口 [人]
市区	5.2	773	143,467
町	7.1	804	15,319
村	13.5	185	4,919
合計	5.4	1,762	70,446

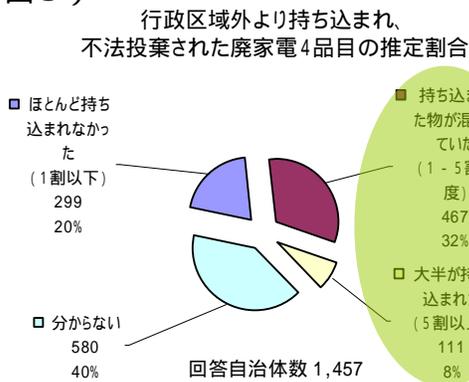
(3) 行政区域外からの持ち込みによる不法投棄の状況

不法投棄された廃家電4品目を回収した自治体のうち、行政区域外からの持ち込みがほとんどない(1割以下)と考えられる20%、行政区域外からの持ち込みが混ざっている(1-5割程度)と考えられる32%、行政区域外からの持ち込みが大半である(5割以上)と考えられる8%、分からない40%でした(図3)。

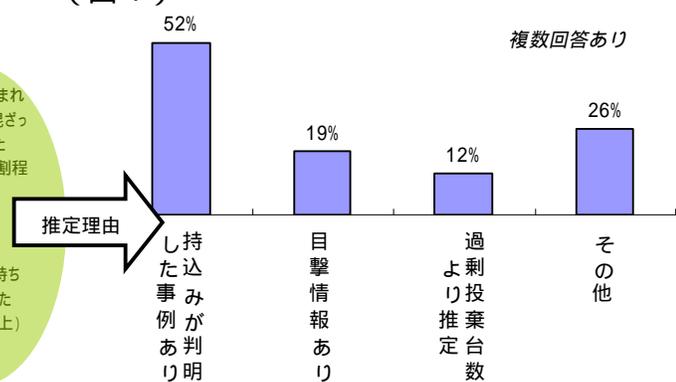
行政区域外からの持ち込みが混ざっている又は大半である(1割を超えている)自治体に対してその理由を尋ねたところ、行政区域外からの持ち込みが判明した事例あり52%、行政区域外から持ち込まれたとの目撃情報あり19%、当該自治体の人口から考えて過剰な投棄台数であると推定12%、その他26%でした^{注3)}。その他の主なものは、行政区域境界付近の不法投棄が多い、他自治体の指定袋の不法投棄物と同じ場所に投棄されていた等でした(図4)。

また、回答した市区、町、村のそれぞれで比較すると、行政区域外からの持ち込みが大半であると考えると回答した市区は1%、町は13%、村は23%で、持ち込みが混ざっている又は大半であると考えると回答した市区は30%、町は49%、村は53%でした。特に町村部において、行政区域外から持ち込まれたと考えている傾向にありました(図5)。

(図3)

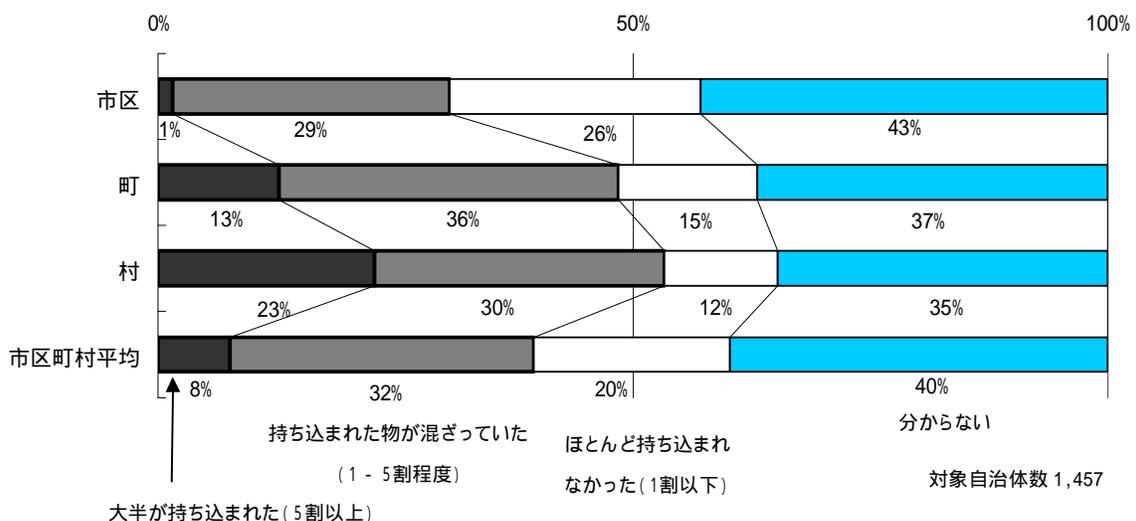


(図4)



(図5)

市区、町、村別の行政区域外から持ち込まれた廃家電4品目の推定割合



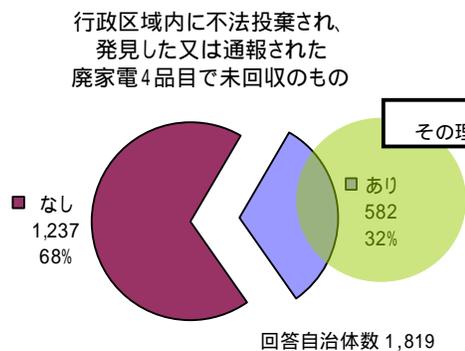
3 市区町村における不法投棄の状況について

廃家電4品目が行政区域内に不法投棄され、発見した又は通報されたが、未回収のものがあつた自治体は32%、なかったのは68%でした(図6)。未回収のものがあつたと回答した自治体に対してその理由を尋ねたところ、私有地で立ち入ることができない42%、回収が物理的に難しい41%、予算が不足25%、担当者の人数が不足21%等でした(図7)^{注3)}。

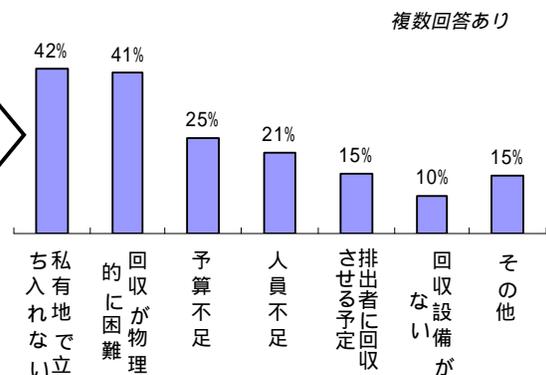
また、廃家電4品目の不法投棄の状況の悪質化の傾向については、投棄場所が悪質化26%、投棄方法が悪質化11%、以前と変わらない65%でした(図8)^{注3)}。悪質化していると回答した自治体に対してその事例を尋ねたところ、回収が物理的に困難な場所(谷底等)に投棄72%、廃家電4品目の中に他の廃棄物が混入された状態で投棄27%、粗大ごみ等と混ぜて分からないようにして投棄26%、有用な部品を引き抜いて投棄17%等でした(図9)^{注3)}。

廃家電4品目の不法投棄による周辺環境への影響については、景観の悪化77%、新たな不法投棄の誘発59%、通行の妨害16%等でした(図10)^{注3)}。

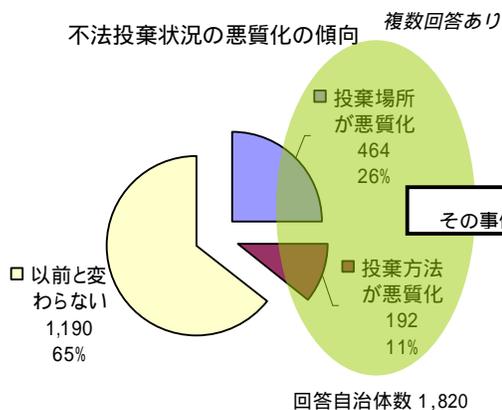
(図6)



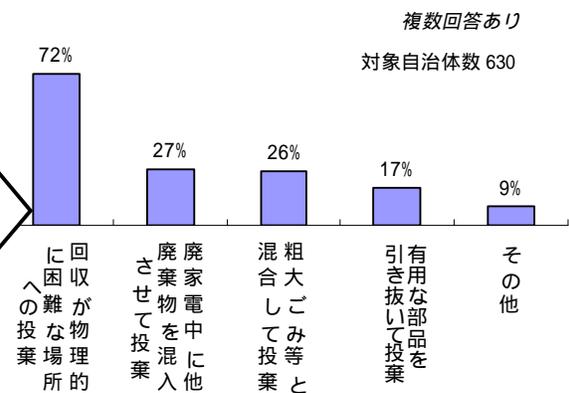
(図7)



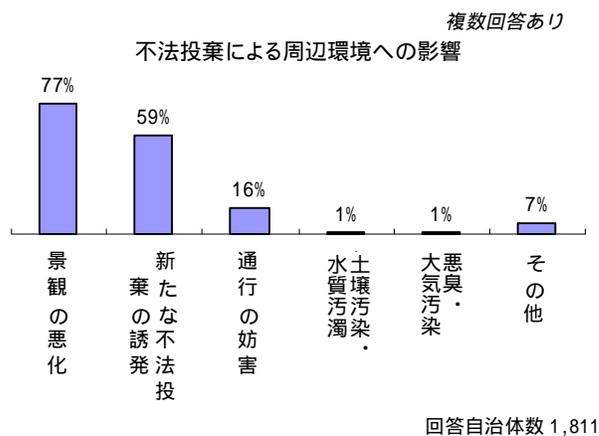
(図8)



(図9)



(図 10)



注 1) 1,762 自治体の人口の合計は約 12,413 万人 (総人口の約 97%) です。

注 2) 1,741 自治体の人口の合計は約 12,364 万人 (総人口の約 97%) です。

注 3) 複数回答方式であるため、百分率の合計が 100% となりません。

（お知らせ）
家電リサイクル法に基づく立入検査の実施状況について（平成 18 年度）

経済産業省と同時発表

平成 19 年 7 月 19 日（木）
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室
直 通：03-5501-3153
代 表：03-3581-3351
室 長：西村 淳（内線 6831）
室長補佐：相澤 寛史（内線 6834）
担 当：風間 善之（内線 6836）
経済産業省商務情報政策局
情報通信機器課環境リサイクル室
直 通：03-3501-6944
代 表：03-3501-1511
室 長：高橋 直人（内線 3981）
課長補佐：鯉江 雅人（内線 3981）
担 当：内藤 康弘（内線 3981）

平成 18 年度における特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）第 53 条に基づく立入検査の実施状況を取りまとめましたので、公表いたします。

環境省及び経済産業省では、平成 18 年度に小売業者に対する立入検査を 364 件実施しました。これらの立入検査結果に基づき、のべ 418 件の指導等を行うとともに、1 件の勧告を行いました。

平成 13 年 4 月に施行された特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）は、廃家電 4 品目（エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機）について、消費者による適正排出、小売業者による消費者からの引取りと製造業者等への引渡し、製造業者等による指定引取場所における引取り及び家電リサイクルプラントにおける再商品化等を推進しています。

環境省及び経済産業省では、再商品化等に必要な行為の実施状況を把握し、その結果を踏まえて必要な指導等を行うために、家電リサイクル法第 53 条に基づく立入検査を実施しています。

平成 18 年度は小売業者に対する立入検査を 364 件実施しました。立入検査結果に基づき、のべ 418 件の指導等を行うとともに、1 件の勧告を行いました。

環境省及び経済産業省においては、今後とも、小売業者の同法遵守を図るため、引き続き同法の規定に則して必要となる立入検査等により対処してまいります。

平成 18 年度立入検査件数

立入検査件数	364 件
うち指導等有り件数 (このうち勧告件数(平成 19 年度))	214 件 (1 件)
うち指導等無し件数	150 件

平成 18 年度立入検査における指導等件数

指導等事項	指導等件数
引渡義務について	11 件
収集・運搬料金の公表について	26 件
特定家庭用機器廃棄物管理票の取扱いについて	222 件
その他	159 件
計	418 件

立入検査の結果を踏まえ、同一事業者に複数件指導を行ったことがあるため、指導等件数は立入検査結果件数に比べ多くなっています。